

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 8 号

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 0 号)の一部を
次のように改正する。

別表第 1 相模原市立もえぎ台小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。